

六月。富樫用家、石川郡祇陀寺に禁制を掲ぐ。

【祇陀寺文書】

四八六

禁制 狼藉事

右於祇陀寺者、軍勢甲乙人等、寄事於左右、不可致狼藉、若於違犯輩者、可處罪科之狀如件。

延文四年六月日

(富樫用家) 在判

(この禁制の花押と、美吉文書所收康安元年八月廿五日沙彌源通の花押及び白山比咩神社文書延文元年六月十六日前對馬守用家の花押とは凡べて同一なり。故にこの文書は前對馬守用家即ち沙彌源通のものならざるべからず。用家は、尊經閣文庫藏富樫家之遺孫大桑氏系圖等に據れば、富樫家經の子家直・家忠、家忠の子知家・景家、景家の子用家富樫對馬守と見ゆるものなり。)

七月六日。能登守護吉見氏頼、同國の士得江石王丸の從軍を促す。

【得江文書】

四八七

(前缺) 參御方、可致忠之狀如件。

延文四年七月六日

(吉見氏頼) 前 參河守 在判

得江石王殿

(この文書は、前文缺失して何れに従軍を命ぜられしかを明らかにせずといへども、次に掲げた本年十一月の條に、七月十八日越中國長坂口發向とあるそれに同じかるべし。)

十一月。能登の士得田乙王丸代大隅貞章、越中に於ける軍忠を具申して證判を求む。

【得田文書】

四八八

能登國得田乙王丸代大隅彦六貞章申軍忠事

右越中國前守護井上入道曉悟、同河内前同章俊可追討之由被仰下之間、依爲乙王丸幼稚、差進代官貞章、去七月十八日越中國長坂口令發向之處、白河城後落畢、即於彼城并關間要害、爲城持長々致忠節、屬于形部少輔殿御手、同九月廿日自被召之當下井木谷御陣以來、於所々

抽忠勤、宇波・八代・水見・千久里城攻落畢、同十月四日凶徒等沒落之間、至于宮崎・堺河馳向、致忠節畢、此條彌郡彈正忠見知之上者、早賜御證判、爲備向後龜鏡、恐々言上如件。

延文四年十一月日

(刑部少輔) 承 了 在判

(井上曉悟の左京權大夫入道なることは、延文元年十二月四日附三寶院文書に見ゆといへどもその諱は知り得べからず。又刑部少輔とあるは吉見氏なるべし。)

十二月十九日。後光嚴院、中院通冬に江沼郡額田莊及び加納八田莊等を安堵せしめ給ふ。

【中院文書】

四八九

加賀國額田莊并加納八田莊如元管領不可有相違之由、天氣所候也。仍言上如件。嗣房誠恐謹言。

延文四年十二月十九日

(富里小路嗣房) 右兵衛佐 在判奉

進上 中院前大納言殿

正平十五年 庚子 延文五年 京都

紀元二〇二〇

二月廿二日。吉見右馬助、鹿島郡永光寺に禁制を掲ぐ。

【永光寺舊記】 鹿島郡

四九〇

禁制 永光寺

右於當寺、軍勢并甲乙人等不可致濫妨。若有違犯之輩者、可被處罪科之狀如件。

延文五年二月廿二日

右馬助 在判

(二月廿二日を一本に廿五日に作るものあり。右馬助は後の吉見右馬頭なるべし。)

閏四月廿五日。武藏金澤稱名寺領能美郡輕海郷、その年貢濟物結解を同寺に送進す。

【稱名寺文書】 武藏

四九一

(稱名寺) 延文五年輕海郷結解帳

(笠原房仲尊) 在判